

# 平成 27 年度第 1 回龍ヶ崎市総合教育会議 資料

## 1. 総合教育会議について

### (1) 総合教育会議の位置づけ

- ① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「地教行法の一部改正法」という。）」が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、同法第 1 条の 4 に基づき、総合教育会議がすべての地方公共団体に設けられます。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会で構成されます（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 第 2 項）。また、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場になるため、決定機関や諮問機関でもありません。
- ③ 総合教育会議の協議内容は、以下の 4 点です（地教行法の一部改正法第 1 条の 4）。
  - 教育に関する大綱の策定やその変更
  - 教育の条件整備など重点施策（学校等の施設の整備，教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など）
  - 児童・生徒等の生命又は身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置
  - 上記に関する事務の調整

#### （参考：首長が総合教育会議を設けるものとした趣旨）

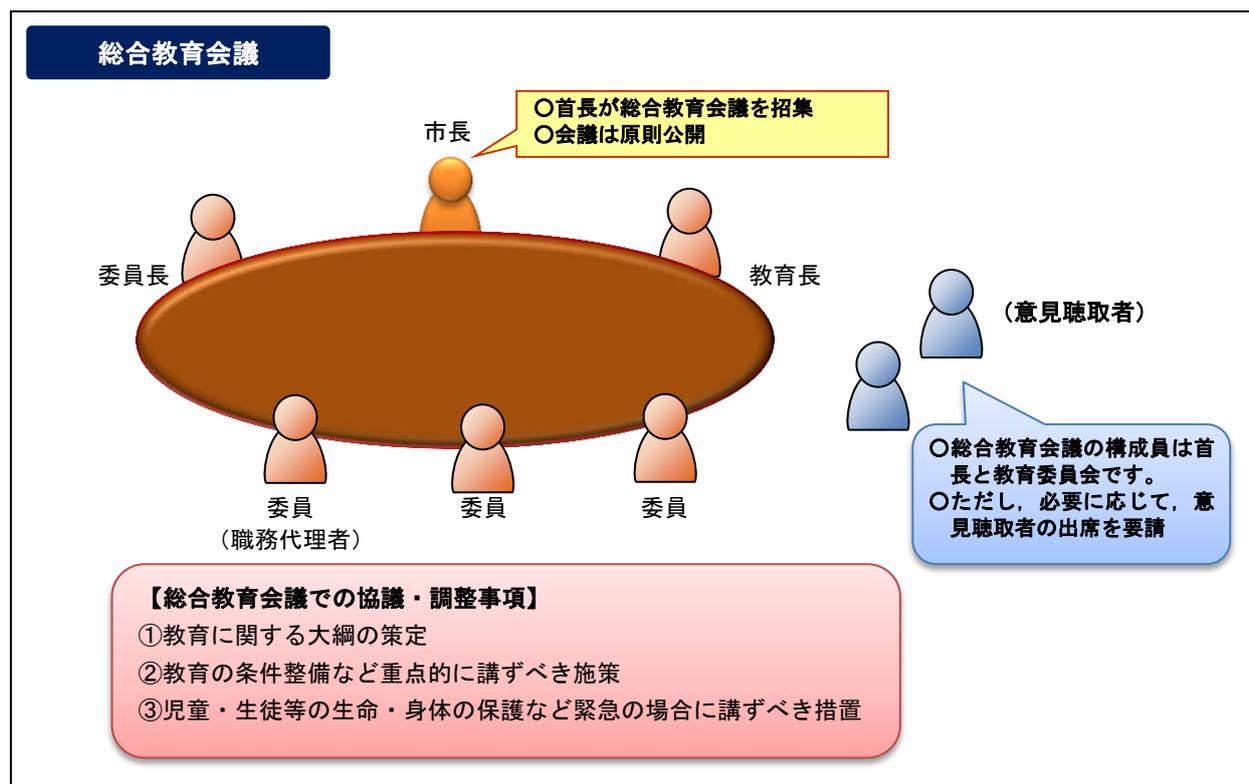
首長は、現行制度においても、学校の事務を所管するとともに、予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っていますが、首長と教育委員会の意志疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題がありました。

こうしたことから、首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置することとしたものです。

### (2) 総合教育会議の運営

- ① 会議の招集は、原則として地方公共団体の長が招集することになります（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 の第 3 項）。ただし、必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能です（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 の第 4 項）。
- ② 意見聴取者として、総合教育会議で協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者等から意見を聴くことができます（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 の第 5 項）。
- ③ 会議は、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則公開することとされています（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 の第 6 項）。
- ④ 議事録は、上記と同様に、説明責任の観点から、会議の公開と併せてその作成と公表が努力義務とされています（地教行法の一部改正法第 1 条の 4 の第 7 項）。

- ⑤ 協議・調整の結果について、地方公共団体の長と教育委員会は、ともにその結果を尊重しなければなりません（地教行法の一部改正法第1条の4の第8項）。
- ⑥ 会議の庶務等は、地方公共団体の長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされています。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができます。



総合教育会議のイメージ図

- ※現教育長から新教育長への移行に関わらず、平成27年4月1日以降、全国の自治体で総合教育会議が開催されます。
- ※地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能です。
- ※総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員のほか、意見聴取者として、大学教員やコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、PTA関係者、地元の企業関係者等の出席を要請できます。
- ※大綱の策定を協議するような場合、大綱は当該自治体の教育の総合的な方針であり、また、策定まで数回議論することが想定されることから、その期間は同一の意見聴取者が継続して参加するということが考えられます。

## 2. 教育行政の大綱について

### (1) 教育行政の大綱の位置づけ

- ① 「[地教行法の一部改正法](#)」が平成27年4月1日から施行され、同法第1条の3に基づき、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）を定める必要があります。
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定めるときは、総合教育会議において協議する必要があります（[地教行法の一部改正法第1条の3第2項](#)）。
- ③ 教育振興基本計画を策定しており、総合教育会議で当該計画の全部又は一部を大綱に位置付けると協議・調整がなされた場合は、改めて、大綱を策定する必要はありません。

**(参考：首長が大綱を定めることとする趣旨)**

首長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、学校を所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。

首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

今回の改正においては、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、大綱は首長が策定します。なお、策定に当たっては、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすこととされています。

(参考：教育振興基本計画と大綱の相違点)

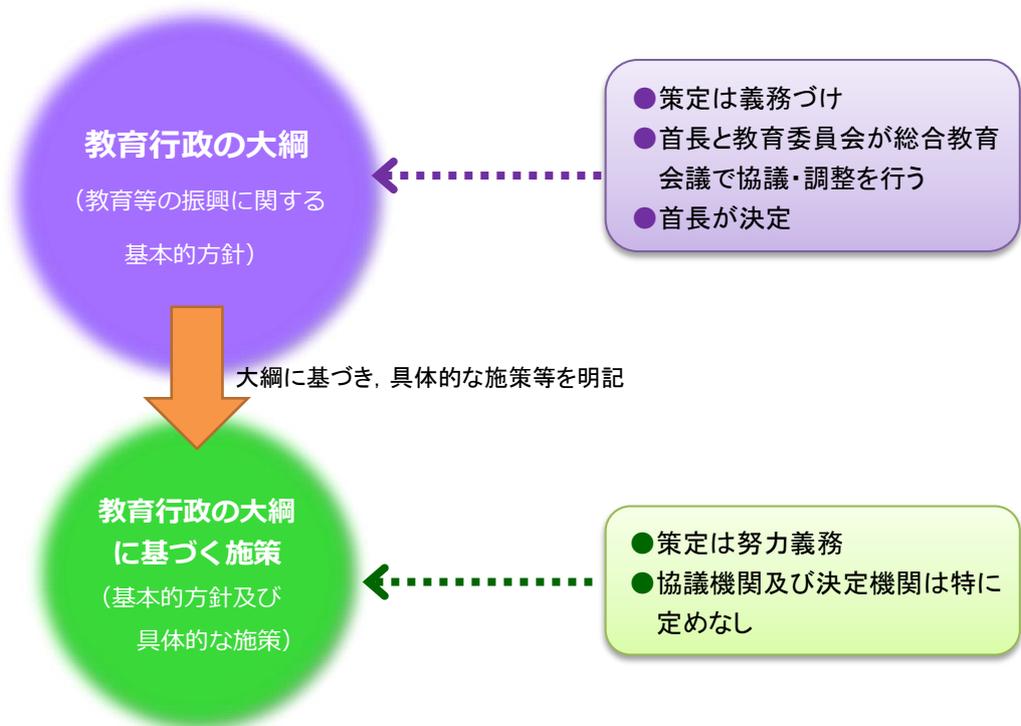
	教育振興基本計画	大綱
根 拠	<b>教育基本法</b> 第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 （公布日：平成18年12月22日 施行日：平成18年12月22日）	<b>地教行法の一部改正法</b> 第1条の3 地方公共団体の長は、 <b>教育基本法</b> 第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域に実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。 （公布日：平成26年6月20日 施行日：平成27年4月1日）
策定義務	努力義務	義務付け
策定主体	地方公共団体 ※各自治体で策定主体が異なり、首長、教育委員会、または連名で策定	首長 （総合教育会議で教育委員会と協議）
内 容	基本的方針及び具体的な施策	教育等の振興に関する基本的方針
計画期間	基準等なし	4～5年程度を想定

(参考：大綱と教育振興基本計画との関連性)

大綱とは、地教行法の一部改正法に『当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策』として明記されていることから、大綱の内容は「教育等の振興に関する**基本的方針**」になります。また、大綱の策定は義務づけされています。

一方、教育振興基本計画は、教育基本法に『教育の振興のための施策に関する基本的な計画』として明記されていることから、教育振興基本計画の内容は「教育等の**基本的方針及び具体的な施策**」になります。また、教育振興基本計画の策定は努力義務とされています。

このため、大綱と教育振興基本計画の関連性としては、策定することが義務づけられており、「教育等の振興に関する基本的方針」となる大綱が上位となります。



(2) 当市の教育行政の大綱の策定に当たり

地教行法の一部改正法に基づき、当市の教育行政の大綱の策定作業を行うのと併せて、教育基本法に基づく龍ヶ崎市教育振興基本計画（以下「市教育振興基本計画」という。）の策定作業を行うに当たり、以下の2案が考えられます。

- 教育行政の大綱の策定と教育行政の大綱に基づく施策を一体的に策定する（案の1）
- 教育行政の大綱と市教育振興基本計画を個別に策定する（案の2）

① 教育行政の大綱の策定と教育行政の大綱に基づく施策を一体的に策定する（案の1）

当市の教育等の振興に関する基本的方針を明記した教育行政の大綱の策定作業を進めるとともに、大綱に基づく具体的な施策等を定め、大綱及び具体的な施策等を一体的にしたものを策定します。

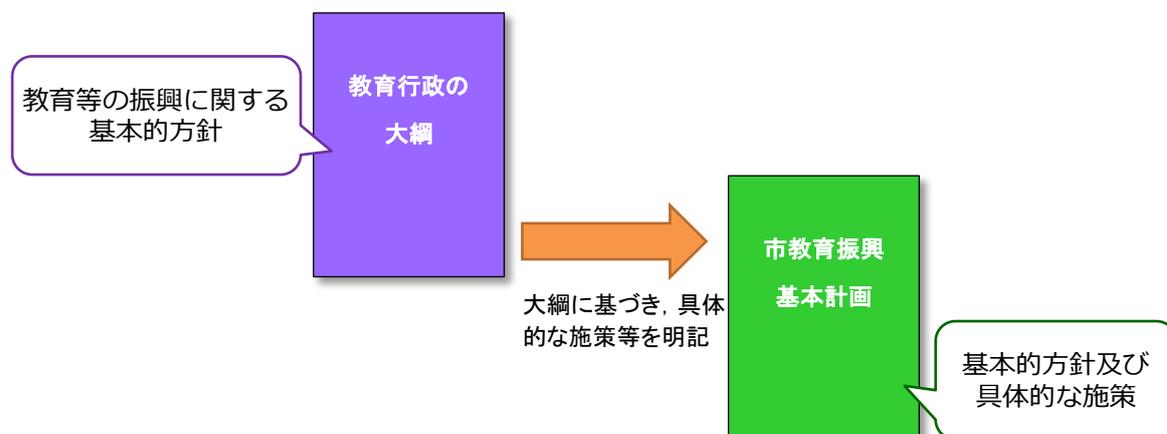
この時、教育行政の大綱の内容が主体となり、大綱に基づき具体的な施策が定められることとなります。



② 教育行政の大綱と市教育振興基本計画を個別に策定する（案の2）

当市の教育等の振興に関する基本的方針を明記した教育行政の大綱を策定するとともに、別途、市教育振興基本計画を策定する場合、個別に策定することとなります。

この時、市教育振興基本計画は、教育行政の大綱を踏まえ、具体的な施策等を定める必要があります。



### 3. 教育行政の大綱及び龍ヶ崎市教育振興基本計画（仮称）の策定について

#### (1) 位置づけ、策定期期及び計画期間

教育行政の大綱及び市教育振興基本計画（以下、「大綱等」という。）は、当市の『教育分野』における計画の中で上位に位置づけられます。このため、教育委員会内の関係課が所管している計画は、大綱等と密接に関連するとともに、大綱等の下部に位置づけられることとなります。

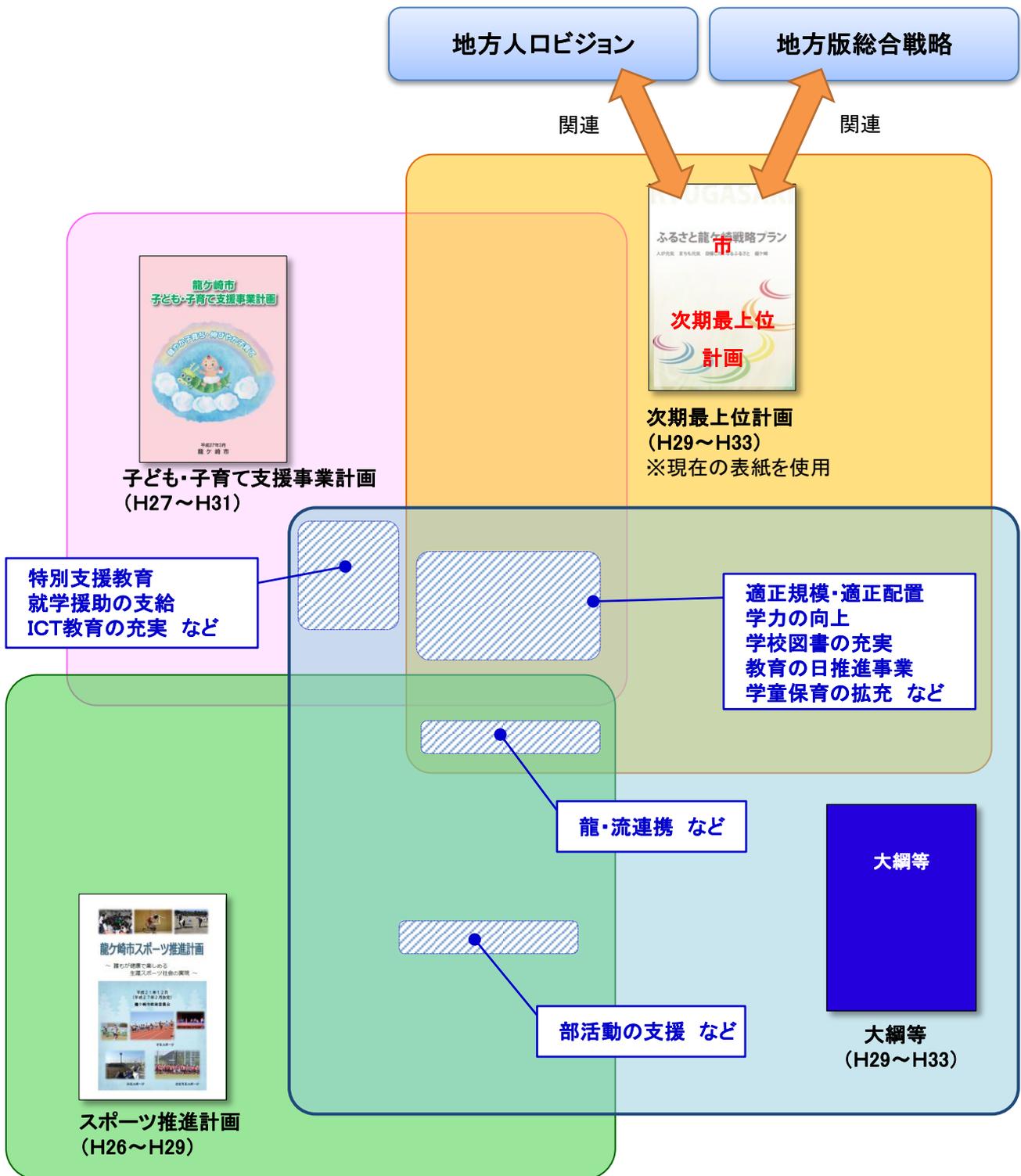
また、大綱等の策定期期は、次期最上位計画との整合を図るため、平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 年度間とすることが適当であると考えます。さらに、計画期間についても次期最上位計画との整合を図る必要があります。なお、地教行法の一部改正法において、大綱の期間は 4 年から 5 年程度と定められていることから、大綱等の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年度間とすることが考えられます。

#### (2) 大綱等と関連する計画

前項に記載した大綱等の策定期期及び計画期間のほか、国、茨城県及び当市の最上位計画などの関連図は以下のとおりです。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
国	第 1 期		第 2 期教育振興基本計画 (H25～H29)				第 3 期教育振興基本計画（予定） (H30～H34)				
茨城県	茨城県総合計画 (H25～H28)					次期茨城県総合計画（予定） (H28～H32)					
龍ヶ崎市	いばらき教育プラン (H25～H28)					次期いばらき教育プラン（予定） (H28～H32)					
龍ヶ崎市	第 5 次	現在の最上位計画（ふるさと龍ヶ崎戦略プラン） (H24～H28)					次期最上位計画（予定） (H29～H33)				
						策定期期 (H27～H28)	大綱等 (H29～H33)				
		スポーツ推進計画（前期） (H22～H25)		スポーツ推進計画（後期） (H26～H29)							
		子ども読書活動推進計画（第 2 次） (H23～H28)									
		次世代育成支援後期行動計画 (H22～H26)				子ども・子育て支援事業計画（予定） (H27～H31)					





### 大綱等と関連する計画（取組項目）とのイメージ図

- ※次期最上位計画の取組項目は、現在の最上位計画の取組項目を掲載しています。
- ※人口ビジョン及び地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体に策定することが努力義務として定められています。

### (3) 策定フロー（工程表）

#### ① 大綱等（素案）の作成

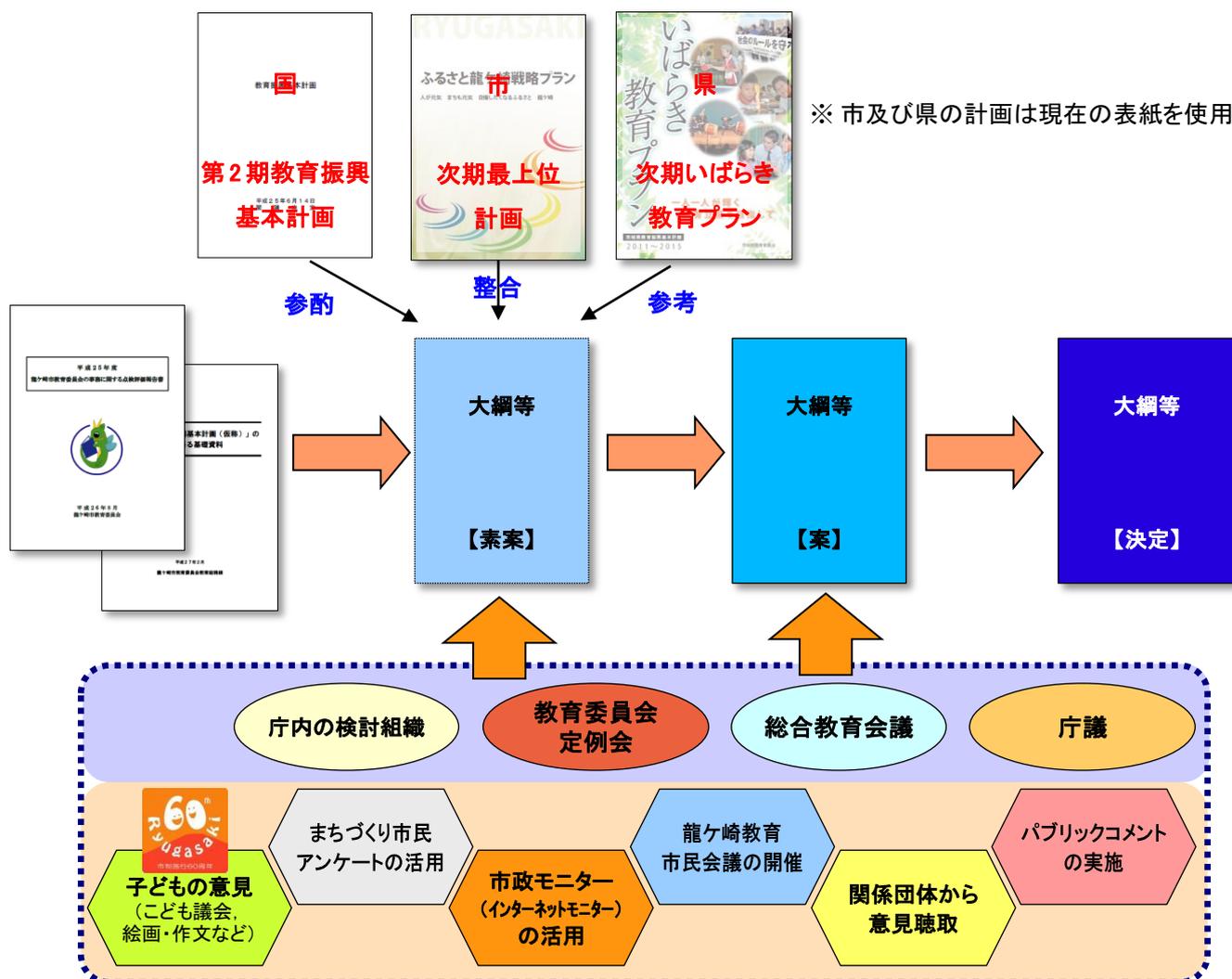
- ・点検評価報告書及び本基礎資料の活用
- ・次期市の最上位計画との整合，国の教育振興基本計画を参酌，次期いばらき教育プランを参考
- ・市制施行 60 周年記念事業（こども議会，絵画・作文の作品募集）の活用
- ・教育市民会議の開催，関連団体からの意見聴取
- ・総合教育会議での協議，教育委員会定例会での協議
- ・庁内の検討組織での検討，庁議で協議

#### ② 大綱等（案）の作成

- ・教育市民会議の開催
- ・総合教育会議での協議，教育委員会定例会での協議
- ・庁内の検討組織での検討，庁議で協議

#### ③ 大綱等の策定（決定）

- ・パブリックコメントの実施，庁議で決定



(4) 策定に係るスケジュール

大綱等の策定に係る主なスケジュールは、以下のとおりです。

なお、大綱は首長及び教育委員会が総合教育会議で協議・調整し、首長が決定することから、大綱等は庁議において最終決定されます。

